

## 事業報告の附属明細書

令和元年度事業報告には、社会福祉法施行規則第2条の25第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当する事項はありません。

社会福祉法人新里紫桐会  
理事長 和 美 晋